

「木島平村人権施策推進指針（案）」に対するご意見と村の考え方

1 募集期間 平成30年3月2日（金）から3月16日（金）までの2週間

2 提出者数 1人（意見の数：2件）

3 意見と村の考え方

<反映の区分>

A：意見を反映し、案を修正した。

B：すでに案で対応している。

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく。

D：意見を反映できなかった。

E：その他

該当箇所	意見要旨	村の考え方	反映区分
<p>○基本目標第2項目ほか</p> <p>同和問題（部落差別）の正しい知識や理解を深めるといふ部分の教育方法とその在り方について</p>	<p>「寝た子を起こすな」的手法が間違いないのは理解できますが、部落差別に重きを置きすぎるのはどうかと思います。江戸時代に生じた誤った身分制度自体については歴史的なものとして理解し、現代に個別具体的なレベルにまで掘り下げる必要はないと個人的には思いますが、部落解放同盟村支部の意見を尊重していただきたいと思います。</p> <p>なお、Webで検索すると全国部落地名総鑑の原典に行き着くことができるので、このようなものを放置する方が問題と考えます。</p>	<p>木島平村人権施策推進指針については、策定にあたり部落解放同盟木島平支部ほか関係団体からの意見等も踏まえたうえで、村としての方向性を示したものです。なお、ご指摘のWeb上における問題の対応については、引き続き関係団体と連携を図りながら取組を進めて行きます。</p>	C
<p>○施策の推進による効果の測定</p> <p>木島平村に「人権擁護条例があることをまったく知らなかった」と回答した人の割合増加に対して</p>	<p>住民アンケート調査の結果で、村に人権擁護条例があることをまったく知らなかったと回答した人の割合が増加したとあります。私もその全文は把握していませんでしたので、資料として条例の全文掲載をすべきではないでしょうか。</p> <p>第3、6条などは特に大切な内容です。周知徹底することで、ネットの掲示板に誹謗中傷する内容の書き込みなどしてはならないと理解するとともに、村はこのような書き込みの削除を管理運営会社などに求めていって欲しいと思います。</p> <p>デリケートな問題を扱うことですので、その職にある方・歴任された方には第14条は厳守頂きたい内容だと思えます。</p>	<p>人権擁護条例には大切な内容が含まれておりますので、ご指摘のとおり資料として全文を掲載します。</p> <p>また、インターネットを通じた人権侵害が増加傾向にありますので、具体的な取組については関係課等において連携して対応していきます。</p> <p>なお、第14条についてはご指摘のとおりです。</p>	A